

所得税と相殺！寄付金控除の税制優遇を受けられる支援もあります。

【アートパラ深川おしゃべりな芸術祭】は、公益社団法人企業メセナ協議会の「助成認定制度」の対象となっています。個人でも企業でも、ご寄付を頂いた場合、法人税や所得税の納税額と相殺されることとなります。

具体的には、法人であれば損金算入が可能になり、個人であれば所得控除または税額控除の対象となり、いわば「お財布を傷めず」にご寄付を頂けます。

例えば法人の場合の税制優遇額は資本金によって違います。個人の場合も所得控除・税額控除のどちらかを選択して確定申告して頂くこととなります。具体的な納税軽減額の計算には、企業メセナ協議会のウェブサイトの <https://culfun.mecenat.or.jp/guide/subsidy.html> でご確認ください。

皆さまにご支援頂きやすくするため、このような制度の適用を申請しました。寄付金のご入金には企業メセナ協議会の口座へのご入金となり、企業メセナ協議会を経由して、税制優遇のあるご寄付を頂ける形となっています。

企業メセナ協議会を経由したご寄付はこちらのウェブサイトから行なって頂けます。

<https://culfun.mecenat.or.jp/project/donation/agreement/2581>